

小児慢性特定疾病医療費について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限額の決定に当たり、

「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

※あくまでみなし適用のため、市町村民税自体が減額されるものではありません。
※適用には申請が必要となりますので、管轄の保健所までお問い合わせください。
※要件に該当するかを確認するため、戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として提出していただく場合があります。
※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
※その他、所得の状況等によっては、負担上限月額が減額されない場合があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分		階層区分の基準	自己負担上限額（難病/小慢） 単位：円 （患者負担割合：2割、外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護		－	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000	

